

民生委員・児童委員の現状と課題

——児童虐待への取り組みを中心として——

遠 藤 和 佳 子

The Research on Efforts at Child Abuse Problems by Community Welfare Volunteer (so-called "Minsei-iin") and Commissioned Volunteer Child Welfare Worker (so-called "Jido-iin")

Wakako Endo

Abstract: Community welfare volunteer (so-called "Minsei-iin") and commissioned volunteer child welfare worker (so-called "Jido-iin") play essential roles in resolving child abuse problems in a community. In this paper, I will research on efforts at the child abuse problems by community welfare volunteer (so-called "Minsei-iin") and commissioned volunteer child welfare worker (so-called "Jido-iin"). And, I will clear what to do for improving the system of community welfare volunteer (so-called "Minsei-iin") and commissioned volunteer child welfare worker (so-called "Jido-iin").

Key words: 民生委員 community welfare volunteer (so-called "Minsei-iin") 児童委員 commissioned volunteer child welfare worker (so-called "Jido-iin") 児童虐待 child abuse

I はじめに

昭和23(1948)年に「民生委員法」が制定され、それ以降、民生委員が都道府県知事の推薦を受け厚生労働大臣から委嘱されるようになった。彼らは民間のボランティアであり、再選はあるものの三年に一度改選される。「民生委員」は同時に「児童委員」も兼ねており、一人一人が必ず担当地区を持ち、担当世帯を見守りながら住民の立場に立った活動を行なっている。さらに平成6(1994)年3月末からは、地域の児童問題を専任で担当する「主任児童委員」も新たに配置され、地域社会が児童の福祉問題に対処していく上で、これらの役割は大きくなりつつある。

本稿では、こうした民生委員・児童委員、お

よび主任児童委員が児童虐待に対して、実際にどのような取り組みを行っているのか、その現状と課題について検討する。その際、以下ではまず、民生委員法や児童福祉法の改正により「民生委員・児童委員の新たな役割」として何が期待されるようになったのかを明らかにする。次に、こうした新たな役割に照らし合わせて、現状はいかなるものであり、課題として何が考えられるべきなのかを質問紙調査および聞き取り調査のデータを通して浮き彫りにする。そして最後に、児童虐待に対する地域の取り組みとして欧米で推進されている方法にも言及しつつ、民生委員・児童委員が今後、どのような方向へと歩んでいくべきなのかを模索したい。

II 民生委員・児童委員の新たな役割

近年、地域福祉を取り巻く環境は大きく変わり始めている。それにともなって、法制度も変化を迫られ、平成2(1990)年には社会福祉関係8法が改正され、市町村を基盤として在宅福祉サービスを軸に地域福祉が計画的に推進される時代へと転換がはかられている。また平成12(2000)年6月7日には「社会福祉の増進を図るための社会福祉事業法等の一部を改正する法律」が施行されている。これによって、従来の「社会福祉事業法」は「社会福祉法」に改称され、内容的にも行政主体の福祉制度から、利用者主体の福祉制度へと移りつつある。その結果として、福祉活動に対し地域住民たちの積極的なかわりが必要とされるようになってきているのだ。こうした福祉をめぐる環境の変化に伴い、民生委員は新たな役割を担うべく期待されるようになってきている(遠藤2003近刊)。

それは、どのようなものか。以下では、これについて考察していくことにしよう(『新版・社会福祉学習双書』編集委員会編2001:188-193)。そこで表1を見てもらいたい。これは、民生委員法の改正前と改正後に関する比較対照表である。

これを見ると、改正前の民生委員法では主として生活困窮者を対象に、その保護や指導を行うといった役割が強調されていたのに対し(改正前第一条)、改正後の民生委員法では生活困窮者だけにとどまらず、より広く多様な住民の立場に立ち「福祉の増進」を努めるものであるとされている(民生委員法第一条)。またその具体的な職務内容として、民生委員法第十四条では以下のように規定されている。

- ①住民の生活状態を必要に応じ適切に把握すること
- ②援助を必要とするものがその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように日常に関する相談に応じ、助言その他の援助を行なうこと

③援助を必要とするものが福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行なうこと

④社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行なう者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること

⑤社会福祉法に定める福祉に関する事務所(福祉事務所)その他の関係行政機関の業務に協力すること

⑥前項の職務を行なうほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行なう

このように民生委員には、住民の最も身近な相談役であり支援者であるという役割が付与されることになったのである。福祉サービスが地域住民の個別的なニーズに対応しつつ利用されるためには、こうした民生委員の役割が必要不可欠なものになりつつあると考えられ始めているのだ。民生委員は自らも一人の地域住民であるため、住民の立場にたつて福祉サービスの相談や情報提供を行なえると期待されているのである。

民生委員の役割がこのように変化したことにより、当然、児童委員の役割も見なおされることとなった。

今、日本でも虐待によって、その短い命をおとす子どもたちの数は増加の一途をたどりつつあるが、こうした児童虐待のほとんどは地域で暮らしをいとなむ家庭の内部で発生するため、地域における関係諸機関が連携・協力しながら問題の解決をはかっていくことが求められる。その際に中心的な役割を担うものとして、児童委員が大きくクローズアップされることになったのだ。

平成13(2001)年12月に一部改正された児童福祉法を見ても、児童委員の役割が大きく変更されていることが分かるだろう。表2を見てもらいたい。これは、児童委員に関わる児童福祉法の改正前と改正後に関する比較対照表である。

児童委員の具体的な職務内容を見ると、児童

表1 民生委員法の改正前と改正後に関する比較対照法（主なもの）

【民生委員法】（平成12年6月7日公布・施行分）

改正後	改正前
<p>第一条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、<u>常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要</u> <u>な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努め</u> <u>るものとする。</u></p>	<p>第一条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、<u>保護</u> <u>指導のことに当たり、社会福祉の増進に努</u> <u>めるものとする。</u></p>
<p>第十条 民生委員には、給与を支給しないものと し、その任期は、三年とする。ただし、補欠 の民生委員の任期は、前任者の残任期間とす る。</p>	<p>第十条 民生委員は、<u>名誉職</u>とし、その任期は、三 年とする。但し、補欠の民生委員の任期は、 前任者の残任期間とする。</p>
<p>第十四条 民生委員の職務は、次のとおりとする。 一 <u>住民の生活状態を必要に応じ適切に把握</u> <u>しておくこと。</u> 二 <u>援助を必要とする者がその有する能力に</u> <u>応じ自立した日常生活を営むことができる</u> <u>ように生活に関する相談に応じ、助言その</u> <u>他の援助を行うこと。</u> 三 <u>援助を必要とする者が福祉サービスを適切</u> <u>に利用するために必要な情報の提供その</u> <u>他の援助を行うこと。</u> 四 <u>社会福祉を目的とする事業を経営する者</u> <u>又は社会福祉に関する活動を行う者と密接</u> <u>に連絡し、その事業又は活動を支援するこ</u> <u>と。</u> 五 <u>社会福祉法に定める福祉に関する事務所</u> <u>（以下「福祉事務所」という。）その他の関</u> <u>係行政機関の業務に協力すること。</u> 2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要 に応じて、<u>住民の福祉の増進を図るための活</u> <u>動を行う。</u></p>	<p>第十四条 民生委員の職務は、<u>左の通り</u>とする。 一 <u>常に調査を行い、生活状態を審かにして</u> <u>置くこと。</u> 二 <u>保護を要する者を適切に保護指導するこ</u> <u>と。</u> 三 <u>社会福祉事業施設と密接に連絡し、その</u> <u>機能を助けること。</u> 四 <u>社会福祉事業法に定める福祉に関する事</u> <u>務所（以下「福祉事務所」という。）その他</u> <u>の関係行政機関の業務に協力すること。</u> 2 民生委員は、前項の職務を行う外、必要に 応じて、<u>生活の指導を行う。</u></p>
<p>第二十四条 民生委員協議会の任務は、次のとおり とする。 一 民生委員が担当する区域又は事項を定め ること。 二 民生委員の職務に関する連絡及び調整を すること。 三 民生委員の職務に関して福祉事務所その 他の関係行政機関との連絡に当たること。 四 必要な資料及び情報を集めること。 五 民生委員をして、その職務に関して必要 な知識及び技術の修得をさせること。 六 その他民生委員が職務を遂行するに必要 な事項を処理すること。 2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関し て必要と認める意見を関係各庁に具申するこ とができる。 3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位と する社会福祉関係団体の組織に加わることが できる。 4 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政 機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意 見を述べることができる。</p>	<p>第二十四条 民生委員協議会の任務は、<u>左の通り</u>と する。 一 民生委員が担当する区域又は事項を定め ること。 二 民生委員の職務に関する連絡及び統制を すること。 三 民生委員の職務に関して福祉事務所その 他の関係行政機関との連絡に当ること。 四 必要な資料及び情報を集めること。 五 民生委員をして、その職務に関して<u>互に</u> <u>励まし、研究及び修養をさせること。</u> 六 その他民生委員が職務を遂行するに必要 な事項を処理すること。 2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関し て必要と認める意見を関係各庁に具申するこ とができる。 3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位と する社会福祉関係団体の組織に加わることが できる。 4 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政 機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意 見を述べることができる。</p>
<p>第二十五条 民生委員協議会を組織する民生委員 は、その互選により<u>会長一人</u>を定めなければ ならない。 2 会長は、民生委員協議会の会務をとりまと め、民生委員協議会を代表する。 3 (略)</p>	<p>第二十五条 民生委員協議会を組織する民生委員 は、その互選により<u>総務一人</u>を定めなければ ならない。 2 <u>総務は、民生委員協議会の会務をとりまと</u> <u>め、民生委員協議会を代表する。</u> 3 (略)</p>

資料出典：『新版・社会福祉学習双書』編集委員会編『新版・社会福祉学習双書〈第7巻〉地域福祉論』
全国社会福祉協議会、2001年、191頁

表2 児童委員にかかわる児童福祉法の改正前と改正後に関する比較対照表(主なもの)
【児童福祉法】(平成12年6月7日公布・施行分)

改 正 後	改 正 前
<p>第十二条 市町村の区域に児童委員を置く。</p> <p>② 児童委員は、児童及び妊産婦につき、<u>その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握し、その保護、保健その他福祉に関し、援助及び指導をする</u>とともに、児童福祉司又は社会福祉法に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)の社会福祉主事の行う職務に協力するものとする。</p> <p>③ 民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。</p> <p>④ (略)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>② 児童福祉司及び児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。</p> <p>③ 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。</p> <p>④ (略)</p> <p>第二十五条 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認める児童を発見した者は、これを福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。</p>	<p>第十二条 市町村の区域に児童委員を置く。</p> <p>② 児童委員は、児童及び妊産婦につき、常にその生活及び環境の状況をつまびらかにし、その保護、保健その他福祉に関し、援助及び指導をするとともに、児童福祉司又は社会福祉事業法に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)の社会福祉主事の行う職務に協力するものとする。</p> <p>③ 民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。</p> <p>④ (略)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>② 児童福祉司及び児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。</p> <p>③ 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、市町村長を経由するものとする。</p> <p>④ (略)</p> <p>第二十五条 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認める児童を発見した者は、これを福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならない。但し、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。</p>

【児童福祉法】(平成13年11月30日公布、12月1日施行分)

改 正 後	改 正 前
<p>第十二条 市町村の区域に児童委員を置く。</p> <p>② 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。</p> <p>③ 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。</p> <p>④ 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第五条の規定による推薦によつて行う。</p> <p>第十二条の二 児童委員は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。</p> <p>二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。</p> <p>三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。</p> <p>四 児童福祉司又は社会福祉法に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)の社会福祉主事の行う職務に協力すること。</p> <p>五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努</p>	<p>第十二条 市町村の区域に児童委員を置く。</p> <p>② 児童委員は、児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握し、その保護、保健その他福祉に関し、援助及び指導をするとともに、児童福祉司又は社会福祉法に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)の社会福祉主事の行う職務に協力するものとする。</p> <p>③ 民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。</p> <p>④ 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。</p>

めること。

六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

② 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。

③ 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

第十三条 市町村長は、前条第一項又は第二項に規定する事項に関し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。

② 児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。

③ 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。

④ 児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる。

第十三条の二 都道府県知事は、厚生労働大臣の定める基準に従い、児童委員の研修に関して計画を作成し、これを実施しなければならない。

第十三条 市町村長は、第十一条第二項又は前条第二項に規定する事項に関し、児童福祉司又は児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求めることができる外、児童福祉司に必要な援助を求め、児童委員に必要な指示をすることができる。

② 児童福祉司及び児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。

③ 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。

④ 児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる。

資料出典：『新版・社会福祉学習双書』編集委員会編『新版・社会福祉学習双書（第7巻）地域福祉論』全国社会福祉協議会、2001年、191-192頁

『新版・社会福祉学習双書（第7巻）地域福祉論』

福祉法第十二条第二項において以下のように規定されている。

① 児童及び妊産婦についての生活状況を適切に把握しておくこと

② サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助および指導を行なうこと

③ 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営営するものは又は児童の健全な育成に関する活動を行なう者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること

④ 児童福祉司又は社会福祉主事の行う職務に協力すること

⑤ 児童の健全な育成に関する気運の醸成に努めること

⑥ 全号のほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う

この改正において特筆されるべきは、今まで児童福祉法に記されていなかった主任児童委員を法制化し、主任児童委員を含む児童委員の職

務内容を明確化したことであろう。主任児童委員の職務は、児童福祉に関する関係諸機関および児童委員との連絡調整を行い、児童委員の活動に対して援助および協力をするものとされているが、児童福祉の問題を専門的に担当する主任児童委員が設置されたことにより、虐待に対して一層積極的に民生委員・児童委員が取り組んでいける可能性が生じることとなったのである。

こうして民生委員・児童委員は、これまでと同様に地域住民と同じ視点を共有しつつも、新たな役割としてコミュニティが抱える福祉の問題に一層深く関わっていくことが期待されるようになったのだ。特に児童虐待をはじめとした児童の福祉問題については、関係機関と連携をはかりつつ積極的にアプローチしていくことが求められている。しかしながら、以上のような新たな役割は、どの程度実現されているのだから

うか。

以下では、こうしたことについて平成13(2002)年に実施された「子どもの虐待に関する児童委員・主任児童委員調査」のデータを分析しつつ検討していくことにしよう。そこで本章では、まず、この調査の概要を述べていくことにする。

Ⅲ 「子どもの虐待に関する児童委員・主任児童委員調査」の概要

「子どもの虐待に関する児童委員・主任児童委員調査」は、平成13(2001)年度「児童環境づくり等総合調査研究事業」の一環として、子ども虐待への援助に関する児童委員・主任児童委員のあり方を検討することを目的として行われた。この調査は①都道府県・指定都市の民生委員児童委員協議会(連合会)に対する質問紙調査、②市区町村の民生委員児童委員協議会(連合会)に対する質問紙調査、③地区民生委員児童委員協議会のヒアリング調査の3つから成っている。以下では、これら3つの調査の概要を述べていく。

1. 都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会(連合会)調査

①調査対象：全数調査(59件)。回答者は、事務局担当者。

②調査方法：郵送調査

③調査形式：調査票を用いた調査。

④調査内容：子どもの虐待に関連して平成12年度に取り組んだ事業内容の把握。実施主体との関係、事業内容、実施方法、成果物、今年度の計画など。

⑤回収率：43件。回収率72.9%

2. 市区町村民生委員児童委員協議会調査

①調査対象：前年度調査対象となった1府、9県、1市の市区町村の全事務局調査(630件)。回答者は、事務局担当者。

②調査方法：郵送調査。市区町村事務局に直接

に送付。

③調査形式：調査票を用いた調査。

④調査内容：子どもの虐待に関連して平成12年度に取り組んだ事業内容の把握。実施主体との関係、事業内容、実施方法、成果物、今年度の計画など。加えて、特徴的な活動をしていると思われる市区町村・地区民生委員児童委員協議会を推薦してもらう。

⑤回収率：412件。回収率65.4%

3. 地区民生委員児童委員協議会調査

①調査対象：調査2で推薦された事例および文献等から、先駆的な取り組みを行っていると考えられる地区民生委員児童委員協議会のヒアリング調査。

②対象地区：

神奈川県・川崎市幸区民生委員児童委員協議会

神奈川県・横須賀市民生委員児童委員協議会

新潟県・豊栄市民生委員児童委員協議会

新潟県・豊栄市子ども相談センター

長野県・飯島町民生委員児童委員協議会

愛知県・名古屋市緑区大高地区民生委員児童委員協議会

大阪府・八尾市民生委員児童委員協議会

大阪府・摂津市民生委員児童委員協議会

大阪府・交野市民生委員児童委員協議会

徳島県・徳島市渭北地区民生委員児童委員協議会

香川県・長尾町民生委員児童委員協議会

福岡県・福岡市東区12地区民生委員児童委員協議会

沖縄県・沖縄市民生委員児童委員協議会

沖縄県・那覇市民生委員児童委員連合会

Ⅳ 都道府県・指定都市および市区町村に対する質問紙調査の分析

本章では、先の3つの調査の内、質問紙調査である①都道府県・指定都市および②市区町村の調査によって得られたデータの主要なものを用いながら、子ども虐待への援助に関する児童

委員・主任児童委員の現状と課題を浮き彫りにしたい。

1. 都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会（連合会）調査データの分析

1) 平成12（2000）年度における子ども虐待関連の啓発資料の作成（問1）

「平成12（2000）年度における子ども虐待関連の啓発資料の作成」については、有効回答数43の内、「民児協を中心に関係機関と協力して作成」が6（14.0%）、「特に作成していない」が37（86.0%）であった（表3）。

2) 平成12（2000）年度における子ども虐待に関する調査研究への取り組み（問3）

「平成12（2000）年度における子ども虐待に関する調査研究への取り組み」は有効回答数43の内、「民児協として実施」が4（9.3%）、「他機関の調査に協力」が4（9.3%）、「特に取り組んでいない」が34（79.1%）であった（表4）。

3) 平成12（2000）年度における子ども虐待に関する研修会の開催（問4）

「平成12（2000）年度における子ども虐待に関する研修会の開催」はどうだろうか。これに

ついては有効回答数43の内、「民児協として主催・実施」が34（79.1%）、「他機関の研修会に共催・後援」が6（14.0%）、「他機関の実施した研修会に参加を呼びかけた」が1（2.3%）、「研修会への取り組みはしなかった」が2（4.7%）であった（表5）。

4) 平成13（2001）年度における子ども虐待関連の啓発資料の作成（問5）

次に平成13（2001）年度について見てみよう。「平成13年度における子ども虐待関連の啓発資料の作成」は有効回答数43の内、「民児協を中心に関係機関と協力して作成」が6（14.0%）、「特に作成していない」が36（83.7%）であった（表6）。

5) 平成13（2001）年度における子ども虐待に関する調査研究への取り組み（問7）

「平成13（2001）年度における子ども虐待に関する調査研究への取り組み」については、有効回答数43の内、「民児協として実施」が10（23.3%）、「他機関の調査に協力」が2（4.7%）、「特に取り組む予定はない」が30（69.8%）であった（表7）。

表3 平成12（2000）年度における子ども虐待関連の啓発資料作成

	頻度	%	有効%	累積%
民児協中心に関係機関と協力して作成	6	14	14	14
特に作成していない	37	86	86	100
Total	43	100	100	

表4 平成12（2000）年度における子ども虐待に関する調査研究への取り組み

	頻度	%	有効%	累積%
民児協として実施	4	9.3	9.3	9.3
他機関調査に協力	4	9.3	9.3	18.6
特に取り組んでいない	34	79.1	79.1	97.7
無回答	1	2.3	2.3	100
Total	43	100	100	

表5 平成12(2000)年度における子ども虐待に関する研修会の開催

	頻度	%	有効%	累積%
民児協として主催・実施	34	79.1	79.1	79.1
他機関の研修会に共催・後援	6	14	14	93
他機関の実施した研修会に参加を呼びかけ	1	2.3	2.3	95.3
研修会への取り組みしない	2	4.7	4.7	100
Total	43	100	100	

表6 平成13(2001)年度における子ども虐待関連の啓発資料作成

	頻度	%	有効%	累積%
民児協中心に関係機関と協力して作成	6	14	14	14
特に作成していない	36	83.7	83.7	97.7
無回答	1	2.3	2.3	100
Total	43	100	100	

表7 平成13(2001)年度における子ども虐待に関する調査研究への取り組み

	頻度	%	有効%	累積%
民児協として実施	10	23.3	23.3	23.3
他機関調査に協力	2	4.7	4.7	27.9
特に取り組む予定はない	30	69.8	69.8	97.7
無回答	1	2.3	2.3	100
Total	43	100	100	

6) 平成13(2001)年度における子ども虐待に関する研修会の開催(問8)

最後に「平成13(2001)年度における子ども虐待に関する研修会の開催」は有効回答数43の内、「民児協として主催・実施」が28(65.1%)、「他機関の研修会に共催・後援」が11(25.6%)、「研修会への取り組みは予定していない」が4(9.3%)であった(表8)。

さて、平成12(2000)年度と平成13(2001)年度における以上の集計結果を比較してみると、どのようなことが分かるだろうか。

まず「子ども虐待関連の啓発資料の作成」について作成しているとするのは、平成12

(2000)年度と平成13(2001)年度どちらも、6(14%)であり全く変化していない。次に、「子ども虐待に関する調査研究」を何らかの形で実施しているとするのは(「民児協として実施」+「他機関の調査に協力」)、平成12(2000)年度では8(18.6%)、平成13(2001)年度では12(28%)と、やはりほとんど変化が見られない。さらに「子ども虐待に関する研修会の開催」の実施も(「民児協として主催・実施」+「他機関の研修会に共催・後援」)、平成12(2000)年度では40(93.1%)、平成13(2001)年度では39(90.7%)であり、ほぼ横ばいとなっている。

表8 平成13(2001)年度における子ども虐待に関する研修会の開催

	頻度	%	有効%	累積%
民児協として主催・実施	28	65.1	65.1	65.1
他機関の研修会に共催・後援	11	25.6	25.6	90.7
研修会への取り組み予定はない	4	9.3	9.3	100
Total	43	100	100	

表9 子ども虐待ネットワークの有無

	頻度	%	有効%	累積%
主催する会議がある	5	11.6	11.6	11.6
他機関に主催する会議がある	23	53.5	53.5	65.1
その他	2	4.7	4.7	69.8
特になし	13	30.2	30.2	100
Total	43	100	100	

表10 組織的に行っている直接的な活動

	頻度	%	有効%	累積%
民児協が中心に行っている	6	14	14	14
他機関の活動に協力している	15	34.9	34.9	48.8
特にそのような活動は行っていない	21	48.8	48.8	97.7
無回答	1	2.3	2.3	100
Total	43	100	100	

以上のことから、子ども虐待に対する取り組みにおいて、近年、目立った変化は見られないことが分かる。そこで児童委員・主任児童委員の現状と課題について、平成13(2001)年度現在の「子ども虐待ネットワーク」「組織的に行っている直接的な活動」のデータも併せて検討することにした。

7) 子ども虐待ネットワークの有無(問9)

「子ども虐待ネットワークの有無」は有効回答数43の内、「民児協の主催する会議がある」が5(11.6%)、「他機関の主催する会議がある」が23(53.5%)、「その他」が2(4.7%)「特になし」が13(30.2%)であった(表9)。

8) 組織的に行っている直接的な活動(問10)

「組織的に行っている直接的な活動」は有効回答数43の内、「民児協が中心に行っている」が6(14.0%)、「他機関の活動に協力している」が15(34.9%)、「特にそのような活動は行っていない」が21(48.8%)であった(表10)。

以上2つのデータを併せて考えてみると、子ども虐待への援助に関する現状と課題が一層浮き彫りになってくると思われる。

平成13(2001)年度において「子ども虐待関連の啓発資料の作成」(問5)、「子ども虐待に関する調査研究」(問7)、「子ども虐待に関する研修会の開催」(問8)、「子ども虐待ネッ

トワークの有無」(問9)、「組織的に行っている直接的な活動」(問10)について否定的なカテゴリ(「特に作成していない」「特に取り組んでいない」「取り組む予定はない」「特にない」「特にそのような活動は行っていない」)に対する回答数が、かなり多いことに気づく。しかも、その回答数は「子ども虐待に関する研修会の開催」(問8)が4(9.3%)、「子ども虐待ネットワークの有無」(問9)が13(30.2%)、「組織的に行っている直接的な活動」(問10)が21(48.8%)、「子ども虐待に関する調査研究」(問7)が30(69.8%)、「子ども虐待関連の啓発資料の作成」(問5)が36(83.7%)の順序で増えているのが分かる。

こうしたことは一体、何を意味するのか。それは、予算等も含めて都道府県側の制度的支援がほとんどなされていないことを意味するのではないか。「研究会の開催」等については比較的执行に移しやすいが、調査研究を実施したり啓発資料を作成するには、どうしても予算も含めた都道府県による持続的かつ集中的な制度的支援が必要となる。したがって今後の課題としては、都道府県レベルで児童委員・主任児童委員を制度的に整備していくことを指摘できよう。

こうしたことは市町村レベルでも見てとれるのだろうか。以下では市町村レベルでの児童委員・主任児童委員の現状と課題を検討していくことにしよう。

2. 市区町村民生委員児童委員協議会調査データの分析

1) 平成12(2000)年度における子ども虐待関連の啓発資料の作成(問1)

「平成12(2000)年度における子ども虐待関連の啓発資料の作成」については、有効回答数412の内、「民児協を中心に関係機関と協力して作成」が11(2.7%)、「関係機関の呼びかけで、民児協も協力して作成した」が8(1.9%)「特に作成していない」が390(94.7%)であった(表11)。

2) 平成12(2000)年度における子ども虐待に関する調査研究への取り組み(問3)

「平成12(2000)年度における子ども虐待に関する調査研究への取り組み」は有効回答数412の内、「民児協として実施」が20(4.9%)、「他機関の調査に協力」が17(4.1%)、「特に取り組んでいない」が370(89.8%)であった(表12)。

3) 平成12(2000)年度における子ども虐待に関する研修会の開催(問4)

「平成12(2000)年度における子ども虐待に関する研修会の開催」は有効回答数412の内、「民児協として主催・実施」が127(30.8%)、「他機関の研修会に共催・後援」が12(2.9%)、「他機関の実施した研修会に参加を呼びかけた」が154(37.4%)、「研修会への取り組みはしなかった」が116(28.2%)であった(表13)。

表11 平成12(2000)年度における子ども虐待関連の啓発資料作成

	頻度	%	有効%	累積%
民児協中心に関係機関と協力して作成	11	2.7	2.7	2.7
関係機関の呼びかけで協力して作成	8	1.9	1.9	4.6
特に作成していない	390	94.7	94.7	99.3
無回答	3	0.7	0.7	100
Total	412	100	100	

表 12 平成 12 (2000) 年度における子ども虐待に関する調査研究への取り組み

	頻度	%	有効%	累積%
民児協として実施	20	4.9	4.9	4.9
他機関調査に協力	17	4.1	4.1	9
特に取り組んでいない	370	89.8	89.8	98.8
無回答	5	1.2	1.2	100
Total	412	100	100	

表 13 平成 12 (2000) 年度における子ども虐待に関する研修会の開催

	頻度	%	有効%	累積%
民児協として主催・実施	127	30.8	30.8	30.8
他機関の研修会に共催・後援	12	2.9	2.9	33.7
他機関の実施した研修会に参加を呼びかけ	154	37.4	37.4	71.1
研修会への取り組みしない	116	28.2	28.2	99.3
無回答	3	0.7	0.7	100
Total	412	100	100	

表 14 平成 13 (2001) 年度における子ども虐待関連の啓発資料作成

	頻度	%	有効%	累積%
民児協中心に関係機関と協力して作成	10	2.4	2.4	2.4
関係機関の呼びかけで協力して作成	18	4.4	4.4	6.8
特に作成していない	382	92.7	92.7	99.5
無回答	2	0.5	0.5	100
Total	412	100	100	

4) 平成 13 (2001) 年度における子ども虐待関連の啓発資料の作成 (問 5)

次に平成 13 (2001) 年度について見ていくことにしよう。「平成 13 年度における子ども虐待関連の啓発資料の作成」は有効回答数 412 の内、「民児協を中心に関係機関と協力して作成」が 10 (2.4%)、「関係機関の呼びかけで、民児協も協力して作成」が 18 (4.4%)、「特に作成していない」が 382 (92.7%) であった (表 14)。

5) 平成 13 (2001) 年度における子ども虐待に関する調査研究への取り組み (問 7)

「平成 13 (2001) 年度における子ども虐待に関する調査研究への取り組み」については、有効回答数 412 の内、「民児協として実施」が 26 (6.3%)、「他機関の調査に協力」が 26 (6.3%)、「特に取り組む予定はない」が 357 (86.7%) であった (表 15)。

6) 平成 13 (2001) 年度における子ども虐待に関する研修会の開催 (問 8)

「平成 13 (2001) 年度における子ども虐待に

表 15 平成 13 (2001) 年度における子ども虐待に関する調査研究への取り組み

	頻度	%	有効%	累積%
民児協として実施	26	6.3	6.3	6.3
他機関調査に協力	26	6.3	6.3	12.6
特に取り組む予定はない	357	86.7	86.7	99.3
無回答	3	0.7	0.7	100
Total	412	100	100	

表 16 平成 13 (2001) 年度における子ども虐待に関する研修会の開催

	頻度	%	有効%	累積%
民児協として主催・実施	99	24	24	24
他機関の研修会に共催・後援	18	4.4	4.4	28.4
他機関の実施した研修会に参加を呼びかけ	181	43.9	43.9	72.3
研修会への取り組む予定はない	109	26.5	26.5	98.8
無回答	5	1.2	1.2	100
Total	412	100	100	

関する研修会の開催」は有効回答数 412 の内、「民児協として主催・実施」が 99 (24.0%)、「他機関の研修会に共催・後援」が 18 (4.4%)、「他機関の実施する研修会に参加を呼びかける」が 181 (43.9%)、「研修会への取り組みは予定していない」が 109 (26.5%)であった (表 16)。

ここでも平成 12 (2000) 年度と平成 13 (2001) 年度における以上の集計結果を比較してみよう。まず「子ども虐待関連の啓発資料の作成」について作成しているとするのは (「民児協を中心に関係機関と協力して作成」+「関係機関の呼びかけで、民児協も協力して作成」)、平成 12 (2000) 年度では 19 (4.6%)、平成 13 (2001) 年度では 28 (6.8%) とあまり変化していなかった。次に、「子ども虐待に関する調査研究」を何らかの形で実施しているとするのは (「民児協として実施」+「他機関の調査に協力」)、平成 12 (2000) 年度では 37 (9%)、平成 13 (2001) 年度では 52 (12.6%) と、やは

りほとんど変化が見られない。さらに「子ども虐待に関する研修会の開催」の実施も (「民児協として主催・実施」+「他機関の研修会に共催・後援」)、平成 12 (2000) 年度では 139 (33.7%)、平成 13 (2001) 年度では 117 (28.4%) であり、ほとんど変化していない。以上のことから、市町村レベルにおいても、子ども虐待に対する取り組みにおいて、近年、目だった変化は見られないことが分かる。

そこで平成 13 (2001) 年度現在の「子ども虐待ネットワーク」「組織的に行っている直接的な活動」のあり方も併せて、児童委員・主任児童委員の現状と課題を検討してみよう。

7) 子ども虐待ネットワークの有無 (問 9)

「子ども虐待ネットワークの有無」は有効回答数 412 の内、「民児協の主催する会議がある」が 27 (6.6%)、「他機関の主催する会議がある」が 110 (26.7%)、「その他」が 16 (3.9%)「特になし」が 257 (62.4%) であった (表 17)。

表 17 子ども虐待ネットワークの有無

	頻度	%	有効%	累積%
主催する会議がある	27	6.6	6.6	6.6
他機関に主催する会議がある	110	26.7	26.7	33.3
その他	16	3.9	3.9	37.1
特になし	257	62.4	62.4	99.5
無回答	2	0.5	0.5	100
Total	412	100	100	

表 18 組織的に行っている直接的な活動

	頻度	%	有効%	累積%
民児協が中心に行っている	41	10	10	10
他機関の活動に協力している	39	9.5	9.5	19.4
特にそのような活動は行っていない	321	77.9	77.9	97.3
無回答	11	2.7	2.7	100
Total	412	100	100	

8) 組織的に行っている直接的な活動 (問 10)

「組織的に行っている直接的な活動」は有効回答数 412 の内、「民児協が中心に行っている」が 41 (10.0%)、「他機関の活動に協力している」が 39 (9.5%)、「特にそのような活動は行っていない」が 321 (77.9%) であった (表 18)。

以上 2 つのデータを併せて考えてみると、平成 13 (2001) 年度において「子ども虐待関連の啓発資料の作成」(問 5)、「子ども虐待に関する調査研究」(問 7)、「子ども虐待に関する研修会の開催」(問 8)、「子ども虐待ネットワークの有無」(問 9)、「組織的に行っている直接的な活動」(問 10) について否定的なカテゴリー(「特に作成していない」「特に取り組んでいない」「取り組む予定はない」「特になし」「特にそのような活動は行っていない」)に対する回答数がかかなり多いことが分かる。しかも、否定的な回答数は、「子ども虐待に関する研修会の開催」(問 8) が 109 (26.5%)、「子ども虐

待ネットワークの有無」(問 9) が 257 (62.4%)、「組織的に行っている直接的な活動」(問 10) が 321 (77.9%)、「子ども虐待に関する調査研究」(問 7) が 357 (86.7%)、「子ども虐待関連の啓発資料の作成」(問 5) が 382 (92.7%) で、回答数の順序も都道府県レベルと全く同じであった。

したがってここでも、予算等も含めて制度的支援がほとんどなされていないと指摘することが可能となるだろう。

V 地区民生委員児童委員協議会に対するヒアリング調査の分析

前章では、都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会(連合会)に対する調査、および市区町村民生委員児童委員協議会に対する調査、これら 2 つの質問紙調査の検討を通して、子ども虐待への援助に関する児童委員・主任児童委員の現状と課題を浮き彫りにした。

それによると子ども虐待に対する取り組みに

において、都道府県レベル、市町村レベルどちらとも近年、目だった変化は見られず、活動もあまり活発に行なわれていないことが分かった。それは、とりもなおさず行政による制度的支援がほとんどなされていないことを意味しており、したがって今後の課題としては児童委員・主任児童委員を制度的に整備していくことを指摘し得た。

以下ではこうした現状と課題について、地区民生委員児童委員協議会に対するヒアリング調査のデータを用いつつ、より具体的な事例を通して考察してみることにしよう。

1. 大阪府八尾市民生委員児童委員協議会の事例

大阪府八尾市において民生委員は375人であるが、その内主任児童委員は8人となっている。八尾市でも近年、子ども家庭センターによせられる児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっている。児童虐待のほとんどは地域で暮らしをいとむ家庭の内部で発生するため、地域における関係諸機関が連携・協力しながら問題の解決をはかっていくことが求められる。そのため八尾市では児童虐待の問題について関係諸機関が協力していけるよう児童虐待連絡会議が設立されており、ここに民生児童委員協議会も参加しているのだ。

この八尾市民生委員児童委員協議会の中は専門部会が設置されており(高齢者福祉部会・障害者福祉部会・児童福祉部会・生活福祉部会・広報部会・企画部会)、その中の児童福祉部会が児童虐待の問題を担当している。児童福祉部会は児童問題の研究や事例の検討・討議を常に行っており、その際には主任児童委員はもちろん、各地区代表の民生児童委員も参加している。

活動の具体的な内容としては、平成12(2000)年度には①子どもの虐待問題に関係するポスターを作製、②「八尾民生児童委員協議会だより『風知草』」で児童虐待の問題に関す

る特集号を組んだりしている。さらには③児童福祉部会管外研修会として、児童養護施設・岸和田学園に視察訪問を行なったり、④八尾地区児童虐待連絡会議講演会なども行なっている。

平成13(2001)年度には、前年度と同様に①「八尾民生児童委員協議会だより『風知草』」で児童虐待の問題に関する特集号を作成したり、②児童養護施設岸和田学園への視察訪問を行なったりしている。また③児童虐待連絡会議主催研修会を東大阪子ども家庭センターで実施し、さらには④民生委員児童委員協議会主催・児童福祉部会研修会として、「今・・・子どもの施設では：虐待を受けた子どもと家族への援助ー地域の関係機関・民生委員児童委員とのネットワークー」というタイトルで救世軍希望館館長・前田徳春氏に講演を依頼するなどしている。

こうして見ると八尾市では、民生委員が児童委員も兼ねていることについて非常に自覚的であり、そうした自覚の上で責任のある業務を行なえるよう研修会を積極的に進めようという姿勢が見てとれる。いままで3名しかなかった主任児童委員の定数が平成13年12月より8名に増員されたことも、その一つの表れであろう。

だが、その一方で「主任児童委員を現在の3名から8名まで増やしていくのが本当に難しい。今後、地区での子育て支援というのが一応研修などをしても、いろいろな形で出て来るのは地域での子育て支援、地域の役割がいっぱい出て来るので、それを強化しようと思うと地区単位の活動ということになる。今後国の方針としては、主任児童委員を強化して児童委員の役割を強めていくというのがあるのだが、実際やっていくとなると難しい」といった言葉がヒアリングでは寄せられていたのである。つまり前章で述べたように、地域との密接な関わりを持ちつつ専門的なスキルを身につけた主任児童委員を確保するための制度的支援が非常に困難な状況にあり、そうした支援をいかにとりつけていくのかが大きな問題となっているのである。

2. 大阪府摂津市民生児童委員協議会の事例

次に摂津市民生児童委員協議会の事例についても検討してみよう。この地域の民生委員は現在119名であるが、その内主任児童委員は5名である。

ヒアリング調査では、以下のような言葉が聞かれた。「『児童虐待の問題』、『子育て支援』などがいろいろな所で言われはじめていますが、民生委員としては児童問題にまで入り込んでいなかった。今までずっと気にはなっていたが、高齢者や寝たきり老人、介護保険の方に目がむいてあまり行動に移せていなかった。でもそれではいけない、これからは民生委員としてだけではなく、児童委員として地域の『子育て支援』などの役割があるのではないかと考えている。これからは子どもの問題に関わっていかねばならないと思いはじめた。ただ、現状はまだまだ子どもの方には目が向いていない」。このような言葉からも分かるように、児童虐待に対する取り組みの必要性を強く意識しているものの、実際に具体的な活動にまでは結びついていないのが現状のようである。

そのため例えば平成12(2000)年度の活動内容を見ると、「児童虐待を考える」として民生児童委員・主任児童委員を対象とした研修を行ったり、半日であるが家庭児童相談室の室長を講師として呼び児童虐待問題を中心に講演してもらうにとどまっている。

また平成13(2001)年度も、①最近の児童を取り巻く状況について児童委員・主任児童委員を対象として摂津市民生児童委員協議会の児童部会が中心となって半日研修を行ったり、②「最近の親子問題を考える」と題して摂津市民生児童委員協議会の女性部会が中心となって、半日研修を行ったりしている程度である。

さらに摂津市の場合、年度を問わず「摂津市児童虐待防止連絡会(CAPISE キャピセ)」といった子ども虐待ネットワークが子育て支援センター内に設立されている。児童福祉課の家庭児童相談室が事務局で、連携機関としては子ど

も家庭センター・福祉事務所・保健所・保育所・幼稚園・学校・警察・医師会・大阪府少年補導センター・社会福祉協議会・消防署などがある。ここでは常に情報交換や連絡調整、企画検討会議や事例検討会議などが行なわれており、児童虐待の問題が出た場合、民生児童委員から家庭児童相談室への通告が義務づけられている。

しかしながら「子ども虐待に関する研修会の開催」が最も容易で、それに続いて「子ども虐待ネットワーク」が設立されやすく、「組織的に行っている直接的な活動」→「子ども虐待に関する調査研究」→「子ども虐待関連の啓発資料の作成」の順序で実施件数が減るということは前章の質問紙調査の分析でも見た通りである。それゆえ比較的実行に移しやすい「研修会の開催」「虐待ネットワーク」を超えた、専門的なスキルを有する人材の育成・確保等の一層実質的な制度的支援を行政がどこまで行なっているのかが重要な課題となるのではないだろうか。

VI おわりに

以上、子ども虐待への援助をめぐる現状と課題の検討を通して、児童委員・主任児童委員が児童虐待に対して期待されているような取り組みをまだ充分に行なえていないことが明らかとなった。それは彼ら自身による責任ではなく、むしろ行政による制度的支援がほとんどなされていないためのものであった。

では、今後、どのような枠組みのもとで児童委員・主任児童委員制度を整備していくことが望ましいのだろうか。どうすれば、児童委員・主任児童委員が今、地域社会で期待されているような新たな役割を実際に担うことができるのだろうか。こうしたことを模索していく上で、欧米で推進されている「ラップアラウンド・アプローチ」が参考になるだろう。

ラップアラウンド・アプローチは、アラスカの児童精神保健局(Children's Mental Health

Services) のコーディネーターによって開発されたファミリー・プリザベーションのための枠組み・プログラムである。現在は、ワシントンなど米国30州の100箇所以上で取り入れられており、きわめて有効な援助方法であることが確認されている (Vandenberg, Grealish, and Schick 1993)。このアプローチはコミュニティを基盤とするものであり、子どもと家族を支援していくためチーム (Child and Family Team) が生まれ、このチームが主体となってサービスが展開されるのだが、このチームには親、児童福祉関係者、司法関係者、教育者、聖職者、さらにコミュニティの代表者が入ることになっている。これらの人びとがチームとなり、相互に密接な連携をはかりつつ、ファミリー・プリザベーションを推進していくのである。

特にチームは、衣食住に関わる基本的なニーズ、友人などの社会的なネットワーク、心理的なサポート等を含む子どもと家族の生活領域 (life domains) に関してサービスを展開する。それによって、親や子どもといったクライアントたちが主体的に自己の環境や問題に目をむけ、その意味を再構成 (reframing) することを目指しており、自己をとりまく環境を自分で変えていける力 (strength) を持てるようエンパワーすることに主眼が置かれているのだ (牧野 2001: 118)。

こうしたアプローチを展開する上でキーパーソンとなるのが、家族と共に同じ地域に住居し、家族と同じ目線から彼らに温かな眼差しを注いでいける「コミュニティの代表者」である。彼らが日常的に家族に対して、どこまでサポートしていけるかで、「ラップアラウンド・アプローチ」によるサービスの質が決まってくるのだ。もちろん、「ラップアラウンド・アプローチ」は欧米のものであり、日本でも全く同じ方法が有効であるとは限らない。しかし日本でも「コミュニティの代表者」のような役割を担う人びとが、児童虐待においてやはりキーパーソンとなるのではないか。

こうした役割を担うものとして、児童委員・主任児童委員は大きくクローズアップされるべきだろう。但しその場合には、「ラップアラウンド・アプローチ」でも見られることだが、そのサポートが一過性のもので終わらずに、持続的に展開されるよう制度的な支援を集中的に行なっていく必要があると思われる。

参考文献

- Downs, S. W., Moore, E., McFadden, E. J., and Costin L. B. (2000). *Child Welfare and Family Services: Policies and Practice (Sixth Edition)*. Massachusetts: A Pearson Education Company.
- 遠藤和佳子 (2001) 「子ども家庭福祉におけるファミリー・プリザベーションのあり方—アメリカを中心とした考察—」『関西福祉科学大学紀要』第5号、135-149
- 遠藤和佳子 (2003 近刊) 「第3章 地域福祉の対象とサービス」杉本敏夫・斉藤千鶴編『地域福祉論』京都: ミネルヴァ書房
- 小松理佐子 (2002) 「民生委員・児童委員をめぐる法改正の意義と今後の展望」『月刊福祉』第85巻第4号、42-45
- 牧野亜希子 (2001) 「ラップアラウンドプロセスとストレングス視点アプローチ」『ソーシャルワーク研究』Vol. 27 No. 2、118-123
- 松原康雄 (2002) 「児童委員活動活性化のポイント」『月刊福祉』第85巻第11号、15-17
- ミネルヴァ書房編集部編 (2002) 『社会福祉小六法』京都: ミネルヴァ書房
- Northey, W. F., Primer, V., and Christensen, L. (1997). Promoting Justice in the Delivery of Services to Juvenile Delinquents: The Ecosystemic Natural Wrap-Around Model. *Child and Adolescent Social Work Journal*, Vol. 14 No. 1, 5-22
- 大阪市立大学社会福祉学研究室編 (2002) 「児童虐待に関する地域支援体制における児童委員の役割に関する調査研究」大阪: 大阪市立大学社会福祉学研究室
- 『新版・社会福祉学習双書』編集委員会編 (2001) 『新版・社会福祉学習双書』(第7巻) 地域福祉論』東京: 全国社会福祉協議会
- Vandenberg, J., Grealish, M., and Schick, C. (1993). *Wrap-Around Guidelines*. Michigan: Michigan Department of Social Services.

渡辺武男（2002）「住民の立場で地域福祉を推進する民生委員の役割」『月刊福祉』第85巻第11号、12-14

付 記

本稿は、平成13（2001）年度「児童環境づくり等総合調査研究事業」として行なわれた「児童虐待に関する地域福祉支援体制における児童委員の役割に関する調査研究」のデータを用いたものである。このデータの使用を快諾して頂いた「児童環境づくり等総合調査研究事業」研究チーム（主任研究者：山縣文治・大阪市立大学助教授）に感謝申し上げます。